

保育所等の入所に必要な就労証明書について

保育所などで保育を希望する場合は、保育の必要な事由に該当することが必要になります。保育を必要とする事由は、就労、妊娠、出産、就学、求職活動などがあります。これらの事由の中で、就労につきましては就労証明書が必要となります。就労形態により、添付書類が必要となる場合がありますので、取り扱いにつきまして、下記に示します。

様式	就労（就労予定）証明書 ※様式が１種類に統一されました。	
証明者	【外勤用】勤め先の会社等	外勤の場合：勤め先の会社等
	【自営業用】居住地の民生児童委員	本人（添付書類が必要）

表１ 就労形態ごとの取り扱いについて

	就労形態	証明者	添付書類
①	自営業	本人	必要
②	会社勤め	勤め先の会社等	不要

表２ 自営業の場合の取り扱いについて

	事業主	証明者	添付書類（いずれか１つ）
①	本人	本人	営業許可書（証） 商業登記簿謄本 確定申告書の写し（令和３年分） 農業経営状況証明書 その他
②	配偶者	本人	
③	その他	事業主	不要

Ｑ＆Ａ

Ｑ１：祖父、祖母の農業を手伝っている場合の取り扱いはどうなりますか？

Ａ１：祖父母が事業主となり、表２の③の取り扱いになります

Ｑ２：親族が自営業をしており、その事業所等に就労している場合の取り扱いはどうなりますか？

Ａ２：事業主が本人、配偶者以外は、表２の③の取り扱いになります

Ｑ３：申請者が株式会社代表、社会福祉法人代表等の場合の取り扱いはどうなりますか？

Ａ３：株式会社、社会福祉法人等の法人である場合は、表１の②の取り扱いになります

Ｑ４：夫婦で自営業を行っている場合は、就労証明書は１枚でよいのでしょうか？

Ａ４：勤務内容、就労時間等が全く同じであれば１枚で大丈夫です

Ｑ５：農業経営状況証明書はどこで発行しているのでしょうか？

Ａ５：農業委員会で発行しています。（証明手数料：３００円）

（問合せ先）

串間市福祉事務所 こども政策係

電話：７２－１１２３